

こんなときは必ず届出を 届出は 14日以内に

	こんなとき	持参するもの
国保にはいる場合	転入してきたとき	印かん・転出証明書
	職場等の健康保険をやめたとき	印かん・職場等の健康保険をやめた証明書
	子供が生まれたとき	印かん・母子手帳・保険証
	生活保護をうけなくなったとき	印かん・保護廃止通知書
国保をやめる場合	転出するとき	印かん・保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん・両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)
	死亡したとき	印かん・保険証・死亡を証明するもの
	生活保護をうけるようになったとき	印かん・保険証・保護開始通知書
その他	市町村内で住所が変わったとき	印かん・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん・保険証
	修学などのためもう1枚の保険証が必要とき	印かん・保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき	印かん
	高額療養費の支給をうけるとき	印かん・保険証・医師の領収書

・届出を忘れると、健康保険の無加入状態(医者にかかる時保険証が使えない)や、重複加入(保険税や保険料の重複支払い)となることがありますので、ご注意ください。
 ・14日以内に届け出ないと、保険の給付が受けられない場合があります。

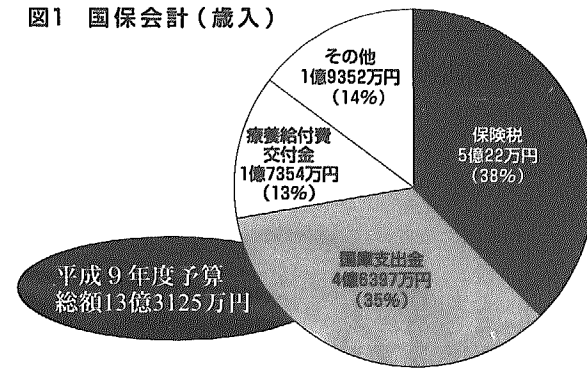
町では、医療費を安定化させるため、『医療費適正化特別対策事業』を実施しています。また、加入者全員の方から、国保税を収めていただくために、『収納率向上特別対策事業』に取り組んでいます。

国保税の重税感や不公平感をなくし、納税しやすい環境を整えています。12月を収納率向上強化月間にしていきますので、もし、納税のことでお悩みのかたは、税務課にご相談ください。

疑問や相談は役場へ

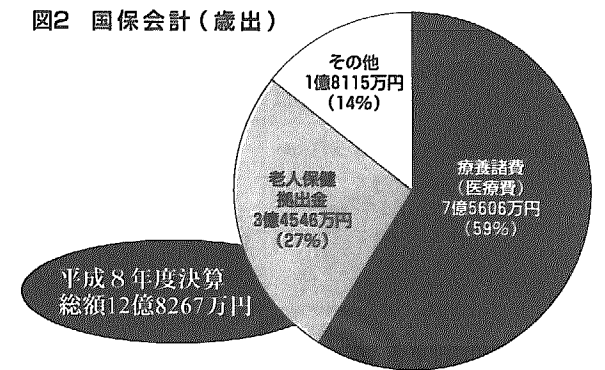
また、うっかり納め忘れないよう便利な口座振替の制度をご利用ください。既に65%の人が口座振替にしています。口座振替はいつでもできます。金融機関の窓口が役場で受け付けています。銀行の届出印を持参してください。そして、もう一つ大切なことは、国保をやめたり、住所が変わったりしたら、必ず14日以内に保健衛生課に届け出ることです。疑問や相談は役場へご連絡ください。

図1 国保会計(歳入)



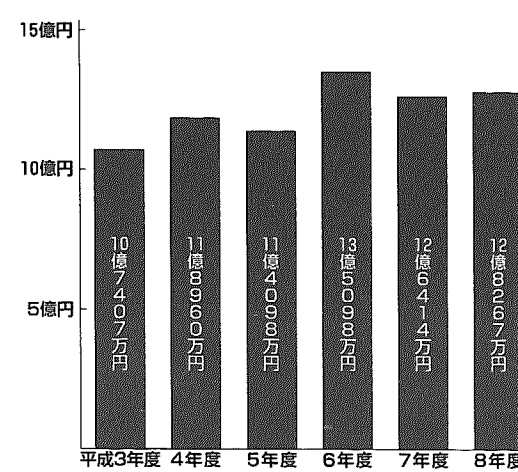
※ 実は国保税だけで国保会計を賄っているわけではありません。国保税は、国保会計の37.6%ではほかは国の補助金などです。

図2 国保会計(歳出)



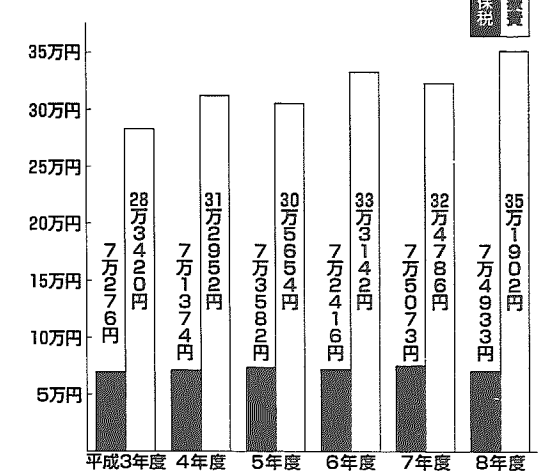
※ 国保会計の大半は、医療費と老人保健に使われています。

図3 国保会計決算(歳出)額



※ 国保会計も年々増加しています。平成6年度は、保健センター建設のため増えています。

図4 1人当たりの国保税と医療費



※ 1人当たりの国保税は、平成3年度と8年度では4,657円、7%増えましたが、医療費は68,482円、24%も増えています。

国保税 Q&A **Q 国保税はいくら?**

A 1年間の税額は、次の3方式の合計です。
 ①所得割…(前年度所得-基礎控除)×7.9%
 基礎控除額は、自営、農業などは33万円、パートや給与所得者は35万円、65歳以上の年金受給者は50万円です。
 ②均等割…1人当たり29,000円
 ③平等割…1世帯当たり26,000円
 国保税の上限は53万円です。また、年度の途中で加入すると月割りになります。

算出例として — 世帯主が自営業で所得が300万円、配偶者のパート収入が100万円あり、子供2人を扶養している世帯。
 ①所得割…世帯主分は(300万-33万)×7.9%=210,930円。次に配偶者分ですが、パート収入の所得は、169万円未満の人は65万円を控除した残りが所得とみなされますので、100万-65万=35万円になりこの人の所得は35万円です。さらに基礎控除35万円を引けますので、配偶者分は(35万-35万)×7.9%=0円になります。
 ②均等割…29,000円(1人当たり)×4人=116,000円
 ③平等割…26,000円(1世帯当たり)
 以上の合計額は①+②+③=352,930円
 100円未満は切り捨てますので352,900円が年税額になります。

Q 会社を退職したら?

A 再就職しなければ、次の3つの方法があります。
 ①任意継続をする。
 退職しても個人の資格で引き続き2年間は社会保険に加入できます。これを任意継続といいます。手続きは、退職後20日以内に行ってください。保険料は会社負担分も自分で負担しますので2倍になりますが、上限があり月額24,600円以上にはなりません。詳しくは、社会保険事務所(☎231-0111)へ。
 ②国民健康保険に加入する。
 黒崎町の国保に加入します。14日以内に役場保健衛生課へ離職票か社会保険の喪失連絡票と印鑑を持ってきてください。
 ③家族の社会保険等の扶養になれることがある。

他に収入や失業手当がないような場合、家族のどれかの扶養になって、その人の社会保険や共済保険などに加入できることがあります。詳しくは、加入しようとする健康保険組合へ。

Q 主婦がパートで働いたら?

A あなたの世帯が国保でしたら、収入で100万円までは、国保税はそれまでと同額です(左のとおり)。100万円を超すと超した分の7.9%が国保税に加算されます。また、パート先の社会保険に加入すると国保をぬけ、均等割分が安くなります。なお、パート先の社保へは、おおむね正社員の4分の3以上の日数を働いたり、年収で130万円を超えたら、加入するようです。

国保税一人平均7万5千円

こうして算出された国保税を、加入者全員の方から負担していただいています。平成9年7月時点で2853世帯、6532人が加入しています。

国保税は、国民健康保険特別会計に歳入されます。平成9年度の国保特別会計予算の総額は13億3125万円です。そのうち、国保税は5億222万円を見込んでいます。全部国保税で賄っているわけではなく、37.6%です。残りは、国からの国庫支出金4億6397万円(34.9%)、療養給付費交付金1億7354万円(13%)などで運営しています。

さて、保険税と医療費は、図4のとおり、平成3年度と8年度では、保険税が7万276円から7万4933円に増え、金額で4657円、率で7%上がりましたが、医療費が28万3420円から35万1902円に上がり6万8482円、24%も増加しています。下がった年度もありますが、医療費の高騰がなかなか止まらないのが現実で、国保税上昇の原因となっています。

所得の申告は必ず

軽減を受けるためには、所得がわからないとできません。必ず、来年の2月16日から3月16日までに確定申告や住民税申告をしてください。申告をしていない人には、住民税申告用紙を毎年6月にお送りしていますので、6月下旬までに提出してください。なお、住民税申告はいつでも受け付けています。書きかたがわからない人は、税務課までご連絡ください。

から7800円になります。軽減率は、平成8年度から6割を7割に、4割を5割に引き上げました。2割軽減は7年度から始めています。

軽減は表2のとおりです。例えば、前年の所得が33万円以下であれば、加入者が何人でも7割軽減になります。7割と5割軽減の対象者は、あらかじめ役場で軽減して課税してあります。

今年の軽減世帯は、2853世帯のうち7割が529世帯19%、5割が142世帯5%、2割が194世帯7%と、合計865世帯30%を占めています。

ただ、2割軽減は申請が必要です。対象者には役場から申請書を送付しています。